

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

令和四年六月二日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 送達を受けるべき者

住 所		土地所有者氏名
不明		不明 ただし、登記記録の表題部所有者 花谷市之助外二〇一名

二 送達すべき書類の名称

県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事（福山沼隈道路・広島県福山市野上町三丁目地内から同市熊野町字高下地内まで）及び県道熊野瀬戸線改築工事（広島県福山市熊野町字鳴地内から同市瀬戸町大字長和字筒井地内まで）並びにこれに伴う農業用水路付替工事に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地 番	地 目		地 積	
		公簿	現況	公簿（ m^2 ）	実測（ m^2 ）
広島県 福山市 草戸町 字下山地	一六二六番	雑種地	雑種地	八五	八五・三八
					八五・三八
					収用する土地の 面積（ m^2 ）

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、令和四年六月二十三日に、その書類の送達があったものとみなされます。